

大川・津田・寒川地区コミュニティ施設基本構想策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和8年度大川・津田・寒川地区コミュニティ施設基本構想策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により市が委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度大川・津田・寒川地区コミュニティ施設基本構想策定支援業務

(2) 業務内容

大川・津田・寒川地区コミュニティ施設基本構想策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務委託限度額

2,700,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 スケジュール

	項目	日程	備考
1	公募開始（告示）	令和8年8月10日（月）	必要事項は、市ホームページからダウンロードすること。
2	参加表明書等の提出	令和8年8月20日（木）から 令和8年8月28日（金）まで	持参に限る。
3	質問の受付	令和8年8月12日（水）から 令和8年8月18日（火）まで	質問内容を簡潔にまとめ、メールにより送付すること。
4	質問に対する回答	令和8年8月20日（木） 午後5時までに回答	辞退者を除く参加表明者にメールで回答する。
5	参加資格確認結果の通知	令和8年9月1日（火）	辞退者を除く参加表明者に通知する。
6	提案書等の提出	令和8年9月2日（水）から 令和8年9月10日（木）まで	持参により提出すること。

7	審査（プレゼンテーション）	令和8年9月17日（木）	詳細は6と併せて通知する。
8	審査結果の通知	令和8年9月下旬	各提案事業者に通知する。
9	契約締結	令和8年10月上旬（予定）	

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) さぬき市の測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿（令和8年度を有効期間とするもの）に搭載され、かつ、令和8年8月10日現在において、国または地方公共団体との契約に関し、指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）に公共施設整備に係る基本構想又は基本計画に係る策定業務や策定支援業務を完了した実績があること。
- (4) 単独での提案であること。複数者での参加は認めない。
- (5) 本業務の業務責任者（管理技術者）は、技術士（都市及び地方計画、建設部門）、一級建築士、RCCM（都市及び地方計画）のいずれかの資格を有する者であり、参加表明書提出日において当該プロポーザル参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りではない。
- (7) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を、第三者に請け負わせる場合にあっては同様とする。
- (8) 市町村税の滞納がないこと。（※さぬき市外に本店を置く事業者にあつては、本店所在地の市町村税の滞納がないこと。また、本市に納税義務がある場合は本市市税の滞納がないこと。）

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	留意点
1	参加表明書（様式1）	契約時に使用する印鑑を押印すること。

2	会社概要書（様式2）	所在地、業務内容、資本金、社員数などが分かる書類（会社パンフレット等）を添付すること。
3	業務実績調書（様式3）	平成28年度以降における公共施設整備に係る基本構想又は基本計画に係る策定業務や策定支援業務を記載すること。また、契約書等の業務実績を証明する書類（テクリスでも可）を添付すること。
4	管理技術者の経歴（様式4） 担当技術者の経歴（様式5） 業務実施体制（様式6）	管理技術者及び担当技術者を各1名以上配置するとともに、業務従事予定者全員を記載すること。資格を記載する場合は、それを証明する書類（写し）を添付すること。また、配置する業務従事予定者との直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

令和8年8月20日（木）午前9時から令和8年8月28日（金）午後5時まで

(4) 提出先及び提出方法

「12 担当部署」への持参（郵送は認めない）

6 提案書等の提出

参加申込書等を提出した者は、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	留意点
1	提案書表紙（様式7）	
2	企画提案書（任意様式）	仕様書に基づき、次の項目についてその提案を作成すること。 ①業務実施体制 ②現状分析や再編案等の策定方法 ③策定委員会の運営方法 ④業務実績スケジュール
3	見積書及び内訳書（任意様式）	業務内容や人件費などの全ての費用について積算根拠（内訳等）が分かるようにし、項目ごとに記載すること。なお、見積金額については税込で記載すること。

4	プレゼンテーション出席者報告書 (様式8)	
---	--------------------------	--

(2) 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

(3) 提出期間

令和8年9月2日(水)午前9時から令和8年9月10日(木)午後5時まで

(4) 提出先及び提出方法

「12 担当部署」への持参(郵送は認めない)

(5) 留意事項

ア 提案書等の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出書類はA4版・縦とし、目次及びページ番号を付けること。

ウ 企画提案書部分は10ページ以内(表紙・目次を除く)とし、文字サイズ11ポイントを基本とする。

エ 提出書類は、ファイル(A4-S)に綴じ、ファイル表紙及び背表紙に業務名・提案事業者名を記載し、上記表中の項目ごとにインデックスを付けること。

7 質問受付及び回答

提案書等の提出について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和8年8月12日(水)午前9時から令和8年8月18日(火)正午まで

(2) 質問方法

質問書(様式9)に記入し、「12 担当部署」にメールで提出すること。なお、送信後に受信確認のための電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質問事項に対する回答は、令和8年8月20日(木)午後5時までにメールで送付する。

(4) 質問及び回答内容の取扱い

ア 提出された質問及び回答は、その内容及び質問者に関わらず、辞退者を除く参加表明者に回答する。ただし、質問内容が、質問者の提案内容と密接に関連すると認められる場合においてはこの限りではない。

イ 質問事項に対する回答は、実施要領等の追加及び修正とみなす。

ウ 提案書等の提出に関係しない質問、電話・口頭による質疑等は受付しない。

8 候補者の選定

候補者の選定は、市職員で構成する審査員が書類及びプレゼンテーション形式で審査し、本業務に最も適していると認められる者を決定する。

(1) 参加資格確認

提出された参加表明書等により参加資格確認を実施し、令和８年９月１日（火）付けで参加資格確認結果通知書を発送する。

(2) 一次審査（書類審査）の実施

提案書等を提出した者が３者を超え多数となる場合は、提案書等による書類審査（一次審査）を行い、上位３者程度をプレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者とする場合がある。一次審査の結果は、令和８年９月１５日（火）に提案事業者全員に別途通知する。

なお、提案書等を提出した者が３者以下の場合は一次審査を省略し、提案事業者全員を二次審査の対象とする。

(3) 二次審査の実施

提出された提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。

ア 審査日及び会場

令和８年９月１７日（木） さぬき市寒川第２庁舎

詳細については、一次審査結果と併せて通知する。

イ 実施時間

プレゼンテーション１５分以内、ヒアリング１０分以内、準備・片付け時間５分以内とし、合計３０分以内で審査を実施する。ただし、参加表明書提出者数によって時間を増減させる場合がある。

ウ 出席者

３名以内とし、プレゼンテーションは本業務の管理技術者又は主担当者が実施すること。

エ その他

- ・審査は個別に行い、非公開とする。
- ・審査の順番は、提案書等の受付順とする。
- ・プレゼンテーションに使用する機材等は、全て提案事業者で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクター（HDMI ケーブル含む）、OAタップはさぬき市で準備する。

(4) 評価基準

評価項目及び配点は次表のとおりとする。

評価項目		評価基準	評価点
実績 評価	業務実績	本業務が遂行可能であると判断できる十分な実績を有しているか。	１０点
	配置予定技術者の業務実績	本業務を遂行する上で技術者が十分な経験、実績を有しているか。	１０点
提案	①業務実施体制	本業務実施のために必要な体制が十分に取れているか。	１０点

内 容 評 価	②現状分析・再編案・ 施設機能検討	施設の実態と地域課題を客観的に分析し、将来を見据えた持続可能な拠点としての機能や再編案の策定手法を、説得力を持って提示できているか。	20点
	③コスト・財源検討の 具体性	イニシャルコストと将来的な運営費をライフサイクルコストの視点で試算し、市の財政状況や外部財源活用を見据えた現実的な検討を行えるか。	10点
	④基本構想策定検討 委員会の運営支援・資 料作成	委員長の専門的知見を尊重し、論理的で分かりやすい資料作成を行うとともに、会議の進捗や論点整理に対し行政の意図を汲んだ機動的なサポートができるか。	20点
	⑤業務実施スケジュー ール	業務の実施スケジュールが本業務の委託期間を踏まえた適切なものとなっているか。	10点
見積金額に関する評価			10点
合計			100点

(5) 審査結果

- ア 審査において、最高得点を獲得した提案事業者を、本事業の候補者と選定する。
 なお、候補者に契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点順位者及びそれ以降の順位者を繰り上げにより新たに候補者として手続を行うものとする。
- イ 審査結果は、令和8年9月下旬（予定）に書面により提案事業者全員に通知する。なお、審査内容については公表しない。
- ウ 審査及び審査結果に関する問合せなどには一切応じない。

9 留意事項

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、本市から要請があったものについては、その限りではない。
- (3) 提出書類には、市ホームページからダウンロードした指定の様式を使用すること。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案事業者に帰属するが、本プロポーザル等において必要がある場合には、市が事業者の承諾を得ずに提出書類の全部または一部を無償で利用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルに関する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (6) 参加表明書等の提出後又は提案書等の提出後に、参加を辞退することになった場合には、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式10）を提出すること。

1 0 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等に定める事項に適合しないものがあった場合
- エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 正当な理由なく審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に応じなかった場合
- カ 見積金額が業務委託限度額を超過した場合
- キ 契約締結までの間に参加資格の要件を欠く事態が生じた場合

1 1 その他

- (1) 契約に当たっては、候補者に選定された事業者と協議の上で契約手続を行う。
なお、契約金額については、候補者から提出された見積金額を超えない額とする。
- (2) 委託料の支払いについては、本業務完了後において一括払いとする。
- (3) 本プロポーザルは、契約を締結する候補者の選定を目的に実施するものであり、提案内容に沿って契約を締結することを約束するものではない。

1 2 担当部署

さぬき市教育委員会事務局生涯学習課 社会教育係

〒769-2396

香川県さぬき市寒川町石田東甲425番地

TEL 0879-26-9974

FAX 0879-26-9975

Mail syogaigakusyu@city.sanuki.lg.jp

※本件に関する問合せ・提出等の受付は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。